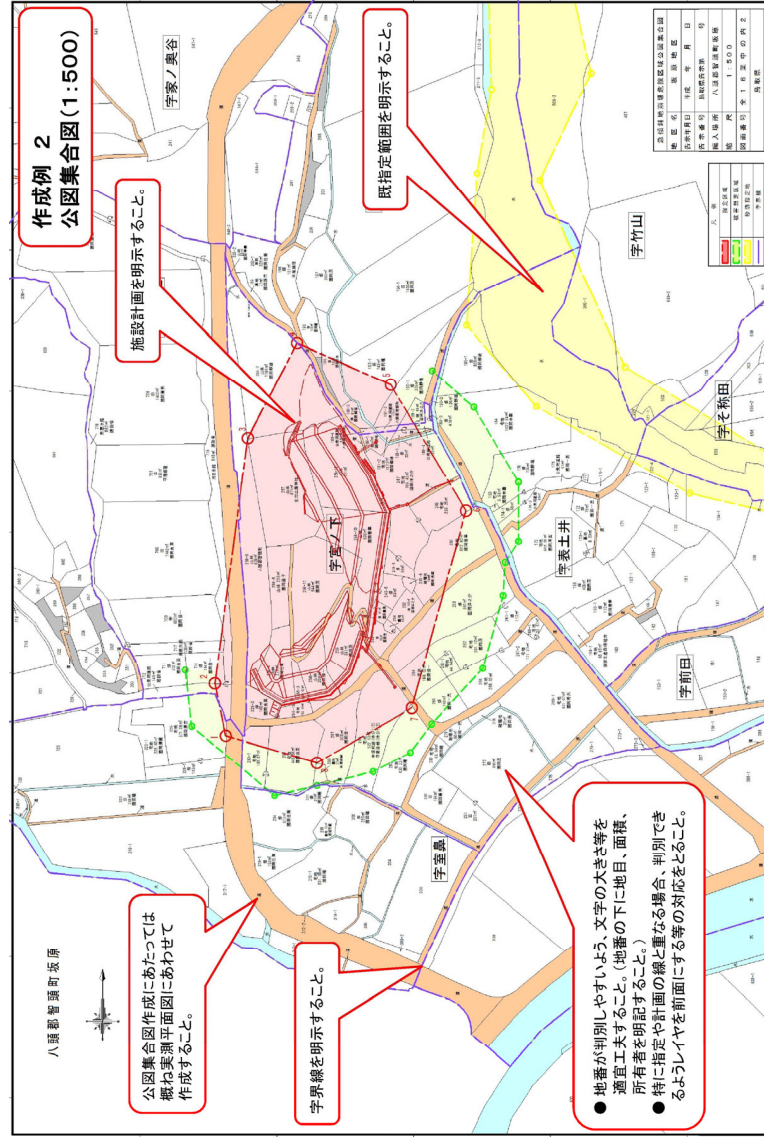


鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行

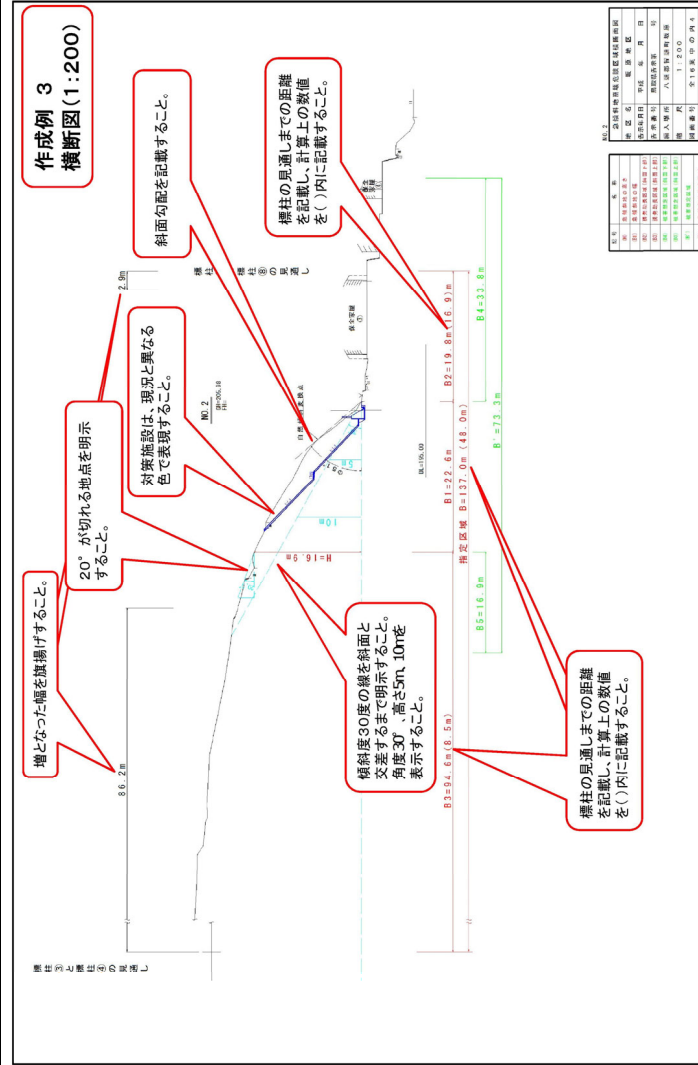
改 定 後



編入調査作成業務特記仕様書を追加。

現 行

改 定 後



編入調査作成業務特記仕様書を追加。

現 行

改 定 後

	<div data-bbox="1137 263 1832 1340"> <div data-bbox="1146 279 1258 566" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>作成例 5 参考断面図(1:200) (指定作業経緯がわかるように コメントを記載すること)</p> </div> </div>
--	--

編入調査作成業務特記仕様書を追加。

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<div data-bbox="1131 292 1624 343" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>14.4 急傾斜地崩壊対策事業における用地補償</p> </div> <p>14.4.1 用地買収範囲 <u>用地の買収範囲については、「道路工事関係技術便覧（第六版）」の第2編第4節に準じる。</u></p> <p>14.4.2 補償工事 <u>補償工事は、急傾斜地崩壊防止施設の施工に伴って、既存施設等を物的・機能的に復旧する必要がある場合に行う。</u> <u>従前の効用以上の機能を有する計画は行わない。既存施設等の管理者の要求により改良を加える場合は合併施工とすること。</u> <u>補償工事の完了後は、速やかに当該施設管理者に引き継ぐこと。</u></p>
<p>急傾斜地崩壊対策事業における用地補償を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>第15章 諸通知等</p> <p>15.1 諸通知</p> <p>(1) 鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて (R1.12.2)</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月2日付第201900226194号 各地方機関宛て治山砂防課長通知</p> <p style="text-align: center;"><u>鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて (通知)</u></p> <p>急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れから地域住民の生命を保護するために実施しているものですが、本来、土地の保全については土地の所有者、管理者、被害を受けるおそれのある者が行うこととなっています。これらの者が施行することが困難又は不適當な場合に県が代わって対策工事を実施していますが、近年、事業着手後の事業反対や相続困難等により、事業調整に多大な労力を要しています。</p> <p><u>このたび、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）の趣旨に鑑みて、地元住民の協力を得て事業を進めることが重要であることから、別添のとおり事業要望の取扱いを定めましたので、通知します。</u></p> <p><u>(別添)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱い</u></p> <p>第1 適用</p> <p><u>この取扱いは、急傾斜地の崩壊による災害から地域住民の生命と財産を保護するため、鳥取県が施行する急傾斜地崩壊対策事業の実施要望の手続きについて定めるものとする。</u></p> <p>第2 定義</p> <p><u>この取扱いにおいて「急傾斜地崩壊対策事業」とは、鳥取県が施行する擁壁、法面対策、排水施設等の急傾斜地崩壊防止施設を設置する事業その他急傾斜地の崩壊を防止するため必要な調査、測量、工事等に係る次の事業（以下「事業」という。）をいう。</u></p> <p><u>(1) 急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p><u>(2) 単県急傾斜地崩壊対策事業</u></p> <p>第3 事業実施予定箇所の報告</p> <p><u>市町村は、事業の実施について県に要望する場合は、予め現地調査を実施し、具体的な事業内容、事業の必要性、事業予定範囲を確認した上で、各県土整備事務所・県土整備局（以下「事務所等」という。）に事業実施予定報告書（様式1）を提出しなければならない。</u></p>
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>第4 調査・事業採択要件の確認</u> <u>事務所等は、前項の実施予定報告書が提出されたときは、その内容を審査し、現地調査（必要に応じて要望地区住民、市町村職員が同席）し、具体的な事業内容、事業実施の必要性、事業採択要件の適否を確認し、事業事前確認結果通知書（様式2）により市町村へ通知する。</u></p> <p><u>第5 住民説明会の実施</u> <u>市町村は、前項の規定による結果通知書を参考に事業実施が適当と判断した場合には、事務所等と連携して実施要望地区において事業要望前説明会を開催するものとする。</u></p> <p><u>第6 要望地区からの事業要望</u> <u>要望地区代表者は、事業の趣旨を了解した上で、事業を要望する場合には、事業関係者の同意書（様式4）を添付の上、市町村へ事業実施要望書（様式3）を提出する。</u></p> <p><u>第7 県への事業実施要望</u> <u>市町村は、事業実施が適当と判断した場合には、前項の規定による事業実施要望書及び同意書を添付の上、毎年度8月末日までに事務所等へ事業実施要望を行う。</u></p> <p><u>第8 事務所等からの予算要求</u> <u>事務所等は、市町村から前項の規定による事業実施要望書及び同意書を添付した要望があったときには、優先度、事業実施中の他地区の進捗状況等を総合的に判断し事業化が妥当と判断した場合には、様式1から様式4、市町村からの事業実施要望書を添付の上、次年度以降の新規箇所として予算要求を行う。</u></p> <p><u>第9 その他留意事項</u> <u>新規箇所の事業実施においては、県全体の総事業量、優先順位等を考慮して決定することから、事業実施要望箇所の全てについて新規事業化することを確定するものではない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この取扱いは、令和元年12月2日から施行し、令和2年度の市町村要望（令和3年度以降新規箇所要望（県未事業化箇所））から適用する。</u> <u>通知時点で既に事業化している箇所には適用しない。</u></p>
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																										
	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>急傾斜地崩壊対策事業実施予定報告書</u></p> <p>急傾斜地崩壊対策事業を下記のとおり〇〇年度以降新規着手箇所として要望したいので、鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱い（令和〇年〇月〇日付第〇〇号鳥取県県土整備部治山砂防課長通知。）第3の規定により、関係書類を添えて提出しますので、現地調査等の事前確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"><u>事業名（補助又は単県）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>箇所名</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>箇所番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>所在地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の必要性</td> <td><u>保全人家戸数</u></td> <td>有・無（ 戸 ）</td> </tr> <tr> <td><u>重要な公共施設</u></td> <td>有・無（名称： ）</td> </tr> <tr> <td><u>地域防災計画上の避難所</u></td> <td>有・無（名称： ）</td> </tr> <tr> <td><u>要配慮者利用施設</u></td> <td>有・無（名称： ）</td> </tr> <tr> <td><u>その他</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>土砂災害被災履歴</u></td> <td>〇年〇月〇日 〇〇災害</td> </tr> </table> <p>○添付書類：<u>土砂災害防止法に基づく公示図書、事業実施予定範囲図（ゼンリン等に範囲を示したもの）、地域防災計画の該当部分の写し、現地写真（全景、斜面状況、山裾状況、保全対象、被災状況）</u></p>	<u>事業名（補助又は単県）</u>			<u>箇所名</u>			<u>箇所番号</u>			<u>所在地</u>			事業の必要性	<u>保全人家戸数</u>	有・無（ 戸 ）	<u>重要な公共施設</u>	有・無（名称： ）	<u>地域防災計画上の避難所</u>	有・無（名称： ）	<u>要配慮者利用施設</u>	有・無（名称： ）	<u>その他</u>		<u>土砂災害被災履歴</u>		〇年〇月〇日 〇〇災害
<u>事業名（補助又は単県）</u>																											
<u>箇所名</u>																											
<u>箇所番号</u>																											
<u>所在地</u>																											
事業の必要性	<u>保全人家戸数</u>	有・無（ 戸 ）																									
	<u>重要な公共施設</u>	有・無（名称： ）																									
	<u>地域防災計画上の避難所</u>	有・無（名称： ）																									
	<u>要配慮者利用施設</u>	有・無（名称： ）																									
	<u>その他</u>																										
<u>土砂災害被災履歴</u>		〇年〇月〇日 〇〇災害																									
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>																											

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																																				
	<p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">急傾斜地崩壊対策事業事前確認結果について (通知)</p> <p>令和〇年〇月〇日第〇〇号により報告のあったこのことについて、現地調査を行ったので下記のとおり事前確認結果を通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">事業名 (補助又は単県)</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">箇所名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">箇所番号</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">所在地</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="5" style="text-align: center;">採 択 要 件</td><td>保全人家戸数</td><td>有・無 (戸)</td></tr> <tr><td>重要な公共施設</td><td>有・無 (名称: _____)</td></tr> <tr><td>地域防災計画上の避難所</td><td>有・無 (名称: _____)</td></tr> <tr><td>要配慮者利用施設</td><td>有・無 (名称: _____)</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4" style="text-align: center;">諸 条 件</td><td>保安林</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>官地</td><td>有・無</td></tr> <tr><td>受益者負担金割合 (予定)</td><td>_____% (一般・公共) _____(大規模・改築・災関・その他)</td></tr> <tr><td>概算事業費 (見込み)</td><td>_____千円</td></tr> <tr><td colspan="2" rowspan="2">事業実施の可否</td><td>可・不可</td></tr> <tr><td>_____(不可の理由又はその他事業の提案)</td></tr> </table> <p>※事業実施「可」であっても、県全体の総事業量、優先順位等を考慮して実施箇所を決定することから、事業実施要望箇所の全てについて事業着手するものではありません。</p>	事業名 (補助又は単県)			箇所名			箇所番号			所在地			採 択 要 件	保全人家戸数	有・無 (戸)	重要な公共施設	有・無 (名称: _____)	地域防災計画上の避難所	有・無 (名称: _____)	要配慮者利用施設	有・無 (名称: _____)	その他		諸 条 件	保安林	有・無	官地	有・無	受益者負担金割合 (予定)	_____% (一般・公共) _____(大規模・改築・災関・その他)	概算事業費 (見込み)	_____千円	事業実施の可否		可・不可	_____(不可の理由又はその他事業の提案)
事業名 (補助又は単県)																																					
箇所名																																					
箇所番号																																					
所在地																																					
採 択 要 件	保全人家戸数	有・無 (戸)																																			
	重要な公共施設	有・無 (名称: _____)																																			
	地域防災計画上の避難所	有・無 (名称: _____)																																			
	要配慮者利用施設	有・無 (名称: _____)																																			
	その他																																				
諸 条 件	保安林	有・無																																			
	官地	有・無																																			
	受益者負担金割合 (予定)	_____% (一般・公共) _____(大規模・改築・災関・その他)																																			
	概算事業費 (見込み)	_____千円																																			
事業実施の可否		可・不可																																			
		_____(不可の理由又はその他事業の提案)																																			
	<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>																																				

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(様式3)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">代表者 地区名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>事業実施要望書</u></p> <p><u>下記のとおり、〇〇地区急傾斜地崩壊対策事業の実施を要望します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>地区名 〇〇地区</u></p> <p>2 <u>添付書類 ・ 同意書 (様式4)</u></p> <p style="text-align: center;"> <u>※土砂災害警戒区域内の土地所有者、管理者、居住者等全て</u> <u>・事業実施予定範囲図 (ゼンリン等に範囲を示したもの)</u> <u>・現地写真 (全景、斜面状況、山裾状況、保全対象、被災状況)</u> </p>
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(様式4)</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p>〇〇地区急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たり、下記の項目について異議なく同意するとともに、現地調査、用地・物件の提供及び工事の実施について全面的に協力します。</p> <p>(法関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 所有者、管理者または居住者において対策工事を実施することが困難であることから、法律の主旨に則り要望するものであること。 2. 急傾斜地崩壊危険区域として指定され、法律並びに条例により一定の行為の制限が生じ、制限された行為を行う際には、鳥取県知事の許可を受けなければならないこと。 3. 指定区域内の土地について、法の主旨を理解したうえで急傾斜地の崩壊による災害が生じないよう所有者、管理者または居住者において保全・管理に努めること。 <p>(調査・工事関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 現地調査に係る土地の立ち入りに関すること。 5. 測量作業に係る土地の立ち入り及び支障となる樹木・草木の伐採に関すること。 6. 対策工法の選定については、鳥取県に一任し、効果的かつ経済的な工法を採用すること。 7. 排水施設の流末について、既存水路に接続すること。既存水路がない場合には、敷地内に新たな排水施設を県が整備すること。ただし、以後の水路管理については自ら行うこと。 8. 対策工事の実施に当たっては、騒音、振動、粉塵等が生じること。 <p>(用地・補償関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 用地境界の確定に当たり、関係地権者との調整を自ら責任をもって行うこと。 10. 急傾斜地崩壊防止施設の設置に供する土地について、鳥取県に提供すること。 11. 相続が発生している場合は、相続人との調整を自ら責任をもって行うこと。 12. 抵当権が設定されている場合は、抵当権者の同意書又は抵当権の抹消を自ら責任をもって行うこと。 13. 対策工事の実施に当たり支障となる物件、立木等の移転について協力すること。 14. 工事施工に必要な土地の使用(借地)について積極的に協力すること。 15. 相当の理由なく保全対象となる住居を除去した場合は、整備費の一部負担や土地の買戻しなどの県の指導に応じること。 <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> 16. 事業実施途中に生じた新たな問題の解決について積極的に協力すること。 17. 工事完成後の施設管理について、水路の清掃、施設周辺の除草等の日常の管理は地元で行うこと。 18. 指定区域の範囲を明示する標柱、標識の設置について協力すること。 19. 土地の提供ができない場合、地元合意が得られない場合には、対策工事を中止する可能性があること。 <p style="text-align: right;">〇〇年〇月〇日</p> <p>鳥取県知事 様 〇〇市町村長 様</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印 _____ 住所 _____ 電話番号 _____</p>
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後		
	所有地地番	地目	相続の有無
<p>※登記名義人または代表相続人が記載すること。 ※「所有地地番」には登記上の地番を記載すること。</p>			
<p>「鳥取県急傾斜地崩壊対策事業の事業要望の取扱いについて(R1.12.2)」通知を追加。</p>			

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>(2) 砂防関係事業の事業中止の手続きについて (R1.12.10)</u></p> <p style="text-align: right;">令和元年 12 月 10 日付第 201900232890 号 各地方機関宛て治山砂防課長通知</p> <p style="text-align: center;"><u>砂防関係事業の事業中止の手続きについて (通知)</u></p> <p>本県の土砂災害の危険性の高い箇所(要対策箇所)は 3.072 箇所ありますが、平成 30 年度末時点の整備率は 26.6%に留まっています。</p> <p>このような中で、ソフト対策と連携して限られた予算の中でハード対策を着実に実施していくことが重要であり、より効率的、経済的な事業の実施が求められています。しかしながら、事業実施中の事業の中には、長期間未着手となっている箇所もあり、平成 26 年度の会計検査では、採択後に工事が 5 年以上未着手となっている事業の調査も実施されました。</p> <p>長期未着手の理由は様々ですが、限られた予算の中で、重点的に土砂災害対策を進めるため、長期間未着工となっている事業については、事業中止を検討し、地元関係者との調整が整った段階で改めて事業を実施するべきですが、現状では事業中止に係る取り決めがない状況です。</p> <p>また、土砂災害対策の事業は、原則として地元の要望を受けて実施しており、事業中止に当たっては地元理解、協力が不可欠となることから、別添のとおり事業休止の手続きを定めましたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">〈別添〉</p> <p style="text-align: center;"><u>砂防関係事業の事業中止の取扱い</u></p> <p>第1 目的</p> <p>この取扱いは、鳥取県が施行する国庫補助・交付金事業、県単独事業のうち治山砂防課所管の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業(以下「砂防関係事業」という。)の事業中止の手続きに関して必要な事項を定めることにより、事業の効率的、経済的な執行を図ることを目的とする。</p> <p>第2 定義</p> <p>この取扱いにおいて、各用語の定義は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事業採択とは、国庫補助・交付金事業においては国の採択、県単独事業においては予算措置をいう。</p> <p>(2) 事業中止とは、用地難航、地権者との不調等により事業実施が困難となった場合に、事業の実施を取りやめることをいう。</p> <p>(3) 未着工とは、事業予定範囲の全部又は一部において、用地買収が未了で、対策工事に着手していないものをいう。</p> <p>(4) 継続中とは、事業予定範囲の全部又は一部において、対策工事が完了していないものをいう。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>第3 事業中止の対象事業</u></p> <p><u>事業中止の対象事業は、県が現に実施している砂防関係事業のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（公共事業評価実施要綱に基づく再評価を受けた事業を除く。）とする。</u></p> <p><u>（1）事業採択後5年を経過した後も未着工と判断される事業。</u></p> <p><u>（2）事業採択後10年を経過した後も継続中と判断される事業。ただし、用地買収が完了し事業の継続に支障のない事業を除く。</u></p> <p><u>（3）前回の事業中止の検討後さらに5年を経過した事業。</u></p> <p><u>第4 事業中止予定の照会</u></p> <p><u>各県土整備事務所長・県土整備局長（以下「事務所長等」という。）は、前項の規定に該当する事業中止を検討する対象事業について、毎年度4月末までに様式1により市町村長へ照会する。</u></p> <p><u>第5 地元調整</u></p> <p><u>市町村長は、前項の規定による事業中止予定の事業について、事務所長等と連携して地元調整を行う。地元地区代表者は、事業継続、中止について地元関係者の意向を確認した上、市町村長へ報告する。</u></p> <p><u>第6 県への事業中止、継続の回答</u></p> <p><u>市町村長は、地元報告を参考に事業中止、継続について、様式2により事務所長等へ回答する。</u></p> <p><u>第7 事務所長等からの報告</u></p> <p><u>事務所長等は、市町村長、地元の意向を踏まえ、事業中止、継続について判断し、治山砂防課へ報告する。</u></p> <p><u>第8 事業中止、継続の決定</u></p> <p><u>治山砂防課は、事業中止、継続の最終判断を行い、事務所長等へ通知する。事務所長等は、最終判断結果について、様式3により市町村長へ通知する。市町村長は、最終判断結果について、地元地区へ報告する。</u></p> <p><u>第9 事業中止後の対応</u></p> <p><u>市町村長は、事業中止となった場合には、ソフト対策の充実を図るため、地域防災計画へ避難経路、避難場所、避難誘導体制等を位置づけるとともに、地元地区で避難訓練を実施するなど、土砂災害の防止に努めるものとする。また、事業再開のため、引き続き地権者等の理解を得るよう、継続的に協議、調整を図るものとする。</u></p> <p><u>各事務所長等は、事業中止までに実施した業務成果、工事資料、協議、調整資料を適切に管理するものとする。</u></p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>附 則 この取扱いは、令和元年12月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">事業中止の判断・手続きフロー</p> <p>【事業中止の判断フロー】</p> <pre> graph LR A[事業採択] -- "5年以内着工済" --> B[事業中止の判断1] A -- "10年継続中" --> C[事業中止の判断2] B --- D["事業採択後5年を経過した後も未着手と判断される事業"] C --- E["事業採択後10年を経過した後も継続中と判断される事業"] </pre>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>【事業中止の手続きフロー】</p> <pre> graph TD A[①事業中止予定の照会（様式1）] --> B[②地元調整] B --> C[③地元意向の報告（様式任意）] C --> D[④市町村意向の回答（様式2）] D --> E[⑤治山砂防課への報告（任意様式）] E --> F[⑥事業中止、継続の決定（任意様式）] F --> G[⑦市町村への判断結果の通知（様式3）] G --> H[⑧地元への判断結果の報告（様式任意）] </pre> <p>①事務所等は取扱い第2に規定する事業中止を検討する事業について市町村へ照会する。</p> <p>②市町村及び事務所等は、連携して地元調整を行う。</p> <p>③地元地区代表者は、地区関係者の意向を確認の上、事業中止、継続について市町村へ報告する。</p> <p>④市町村は、地元報告を参考に事業中止、継続について、事務所等へ回答する。</p> <p>⑤事務所等は、地元報告を参考に事業中止、継続について、治山砂防課へ報告する。</p> <p>⑥治山砂防課は、事業中止、継続について最終判断を行い事務所等へ通知する。</p> <p>⑦事務所等は、最終判断結果について、市町村へ通知する。</p> <p>⑧市町村は、最終判断結果について、地元へ通知するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																
	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">砂防関係事業の事業中止予定箇所について (照会)</p> <p>日ごろ、本県の砂防関係事業の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>砂防関係事業については、土砂災害から住民の生命、財産を守り安全・安心のため、地元要望に基づき事業を実施しているところです。事業の実施に当たり、地元関係者の了解を得られるように〇〇市(町、村)とも協力して、地元調整、交渉を行ってきたところです。</p> <p>しかし、下記事業について、長期にわたり対策工事に着手出来ない状況であり、これ以上の進展が望めないため、本県としては事業中止もやむを得ないと考えていますので、〇〇市(町、村)の意向について照会します。</p> <p>なお、事業中止に当たっての地元の意向確認について御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業1</p> <table border="1" data-bbox="1126 1002 1886 1107"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業中止の要因</td><td></td></tr> </table> <p>※事業中止の要因は簡潔に記載する。</p> <p>2 対象事業2</p> <table border="1" data-bbox="1126 1182 1886 1287"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業中止の要因</td><td></td></tr> </table> <p>※事業中止の要因は簡潔に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(対象事業が多い場合には、表を追加すること。)</p>	事業名		所在地		事業採択年度		事業中止の要因		事業名		所在地		事業採択年度		事業中止の要因	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業中止の要因																	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業中止の要因																	
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>																	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(様式2) 事業中止の場合</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">砂防関係事業の事業中止予定箇所について (回答)</p> <p>令和〇年〇月〇日付第〇〇号で照会のあった〇〇事業について、事業の実施に当たり関係地権者の了解を得られるように鳥取県とも協力して、地元調整、交渉を行ってきたところです。しかし、地元関係者との調整が難航し、再三にわたる調整でも理解が得られないため、これ以上の進展は望めない状況です。</p> <p>つきましては、地元の意向も踏まえ、たいへん遺憾かつ残念ではありますが、事業中止はやむを得ないものと判断します。</p> <p>なお、事業中止に伴う当地区の土砂災害防止対策については、市(町、村)及び地元が協力し、警戒避難体制の充実を図り、土砂災害の防止に努めます。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(様式2) 事業継続の場合</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">砂防関係事業の事業中止予定箇所について (回答)</p> <p>令和〇年〇月〇日付第〇〇号で照会のあった〇〇事業について、事業の実施に当たり関係地権者の了解を得られるように鳥取県とも協力して、地元調整、交渉を行ってきたところです。地元関係者との調整が難航し、再三にわたる調整でも理解が得られませんでした。地元調整の見込みが立ちましたので、事業の継続をお願いします。 引き続き、県と連携して土砂災害防止に努めますのでよろしくお願いします。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																
	<p>(様式3)</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">砂防関係事業の事業中止（継続）について（通知）</p> <p>令和〇年〇月〇日第〇〇号により回答のあったこのことについて、事業中止（継続）することとしましたので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業1</p> <table border="1" data-bbox="1131 805 1921 917"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業中止の要因</td><td></td></tr> </table> <p>※事業中止の要因は簡潔に記載する。</p> <p>2 対象事業2</p> <table border="1" data-bbox="1131 997 1921 1109"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業中止の要因</td><td></td></tr> </table> <p>※事業中止の要因は簡潔に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(対象事業が多い場合には、表を追加すること。)</p>	事業名		所在地		事業採択年度		事業中止の要因		事業名		所在地		事業採択年度		事業中止の要因	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業中止の要因																	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業中止の要因																	
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>																	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(参考)</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>治山砂防課長 様</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">長期未着工事業の事業中止（継続）について（報告）</p> <p>令和〇年〇月〇日第〇〇号の取扱いに基づき、長期未着工となっている下記事業について、市（町、村）とも調整の上、中止（継続）することとしたいので報告します。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																
	<p>(様式3) 簡易施行版</p> <p>【宛先】 治山砂防課長 様</p> <p>【発信者】 ○○県土整備事務所 (局) (公印省略)</p> <p>【題名】 長期未着工事業の事業中止 (継続) について (報告)</p> <p>【本文】 令和○年○月○日第○○号の取扱いに基づき、長期未着工となっている下記事業について、市 (町) とも調整の上、中止 (継続) することとしたいので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業 1</p> <table border="1" data-bbox="1131 624 1919 734"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業中止の要因</td><td></td></tr> </table> <p>※事業中止の要因は簡潔に記載する。</p> <p>2 対象事業 2</p> <table border="1" data-bbox="1131 813 1919 924"> <tr><td>事業名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>事業採択年度</td><td></td></tr> <tr><td>事業継続の理由</td><td></td></tr> </table> <p>※事業継続の理由は、具体的な解決方法、見込みを記載する。</p> <p>(担当) 河川砂防課 ●● 電話 0 8 5 ●-●●-●●●●</p>	事業名		所在地		事業採択年度		事業中止の要因		事業名		所在地		事業採択年度		事業継続の理由	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業中止の要因																	
事業名																	
所在地																	
事業採択年度																	
事業継続の理由																	
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>																	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(参考)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">代表者 地区名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">長期未着工事業の事業中止（継続）について（報告）</p> <p>〇〇地区より要望していた〇〇事業について、土砂災害の防止のため事業を推進いただいているところです。事業実施に当たっては、地元総意として要望していたところですが、地元関係者との調整が難航し、再三にわたる調整でも理解が得られないため、これ以上の進展は望めない状況です。</p> <p>つきましては、地元関係者で再度検討した結果、たいへん遺憾かつ残念ではありますが、事業実施を断念せざるを得ないとの結論となりました。</p> <p>なお、引き続き地元関係者との調整を進めますので、調整が整った際には再度事業実施いただきますとともに、事業中止に伴う当地区の土砂災害防止対策については、市(町村)と協力し、警戒避難体制の充実を図り、土砂災害の防止に努めてまいります。</p>
<p>「砂防関係事業の事業中止の手続きについて(R1.12.10)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>(3) 急傾斜地崩壊対策事業における設計の留意事項について (R1.12.18)</u></p> <p>令和元年 12 月 18 日第 201900246523 号 各地方機関宛て治山砂防課長通知</p> <p><u>急傾斜地崩壊対策事業における設計の留意事項について (通知)</u></p> <p><u>本県の実施する急傾斜地崩壊対策事業（以下、「事業」という。）では、事業成果として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域を解除（一部解除を含む。）することとしています。</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域の指定は、基礎調査マニュアル（案）急傾斜地の崩壊編（平成 19 年 10 月 19 日付第 200700110036 号）（以下、「マニュアル」という。）に基づいて実施しており、事業で整備する対策施設により土砂災害特別警戒区域を解除するためには、3.3 対策施設の効果評価に該当する施設を整備する必要があります。</u></p> <p><u>しかしながら、経済性を重視した比較によりマニュアルに記載のない工法が安易に最適工法として選定されている事例が散見されており、近年採用が増えている新工法の中には被災が頻発している工法もあります。</u></p> <p><u>については、マニュアルに記載のない工法を採用する際には工法選定に留意するとともに、平成 30 年 3 月 20 日付第 20170030642 号治山砂防課通知のとおり、業務委託の途中段階で治山砂防課との協議を実施してください。</u></p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における設計の留意事項について (R. 1. 12. 18)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案） 急傾斜地の崩壊編>抜粋</p> <p>3.3 対策施設の効果評価</p> <p>3.3.1 評価の概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域設定に、既存対策施設の土砂災害を防止、軽減するための効果を反映させるために、その効果の評価を行う。</p> <p>評価は、机上・現地にて実施した対策施設の状況調査結果に基づいて、以下の内容で実施する。</p> <p>(1) 原因地对策の効果の評価</p> <p>急傾斜地を崩壊させない効果、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等の量を減少させる効果について評価する。</p> <p>(2) 待受け式対策施設の効果の評価</p> <p>急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を保全すべき地域に到達させない効果について評価する。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>(1) 原因地对策の効果の評価</p> <p>急傾斜地を崩壊させないと認められる、急傾斜地内に設置された対策施設について効果があると評価する。</p> <p>① 対策施設が下端から上端の斜面全面に設置されている場合</p> <p>急傾斜地を崩壊させない効果があると評価する。この場合、斜面下方の建築物に力が作用しないと想定されるため、急傾斜地の下端に隣接する土地について著しい危害のおそれのある土地は設定されない。</p> <p>② 対策施設が部分的に設置されており残斜面が存在する場合</p> <p>残斜面の位置と高さにより、急傾斜地の崩壊により生ずる土石等の量を減少させる効果を評価する。</p> <p>(2) 待受け式対策施設の効果の評価</p> <p>想定される崩壊した土砂の移動による力と待受け式擁壁のポケット部に土砂が堆積した状態での堆積の力に対し安定すると判断される施設について効果があると評価する。</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における設計の留意事項について(R. 1.12. 18)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																							
	<p>① ポケットの容量が想定される崩壊土砂量と同じまたは上回る場合</p> <p>急傾斜地の崩壊により生ずる土石等を保全すべき地域に到達させない効果があると評価する。この場合、待受け式擁壁の外側に土砂は到達しないため、著しい危害のおそれのある土地は、急傾斜地の下端に隣接する土地において待受け式対策施設の外側には設定されない。</p> <p>② ポケット容量が想定される崩壊土砂量を下回る場合</p> <p>急傾斜地の崩壊により生ずる土石等が保全すべき地域に到達する範囲を小さくする効果があると評価する。</p> <p>この場合、待受け式対策施設のポケット容量を超える土砂量を対象とした著しい危害のおそれのある土地が設定される。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 原因地对策の効果がある施設</p> <table border="1" data-bbox="1232 774 1870 1236"> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土留</td> <td rowspan="4">擁壁工</td> <td>石積・ブロック積擁壁工</td> </tr> <tr> <td>もたれコンクリート擁壁工</td> </tr> <tr> <td>重力式コンクリート擁壁工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート枠擁壁工</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">のり面保護施設</td> <td rowspan="2">アンカー工</td> <td>グラウンドアンカー工及びロックボルト工</td> </tr> <tr> <td>杭工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">のり枠工</td> <td>土留柵工</td> </tr> <tr> <td>蛇かご工</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">のり面保護施設</td> <td rowspan="2">張工</td> <td>石張・ブロック張工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート版張工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">のり枠工</td> <td>コンクリート張工</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト枠工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">のり枠工</td> <td>現場打コンクリート枠工</td> </tr> <tr> <td>現場打吹付枠工</td> </tr> </tbody> </table>	土留	擁壁工	石積・ブロック積擁壁工	もたれコンクリート擁壁工	重力式コンクリート擁壁工	コンクリート枠擁壁工	のり面保護施設	アンカー工	グラウンドアンカー工及びロックボルト工	杭工	のり枠工	土留柵工	蛇かご工	のり面保護施設	張工	石張・ブロック張工	コンクリート版張工	のり枠工	コンクリート張工	プレキャスト枠工	のり枠工	現場打コンクリート枠工	現場打吹付枠工
土留	擁壁工			石積・ブロック積擁壁工																				
				もたれコンクリート擁壁工																				
				重力式コンクリート擁壁工																				
		コンクリート枠擁壁工																						
のり面保護施設	アンカー工	グラウンドアンカー工及びロックボルト工																						
		杭工																						
	のり枠工	土留柵工																						
		蛇かご工																						
のり面保護施設	張工	石張・ブロック張工																						
		コンクリート版張工																						
	のり枠工	コンクリート張工																						
		プレキャスト枠工																						
のり枠工	現場打コンクリート枠工																							
	現場打吹付枠工																							
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における設計の留意事項について(R. 1. 12. 18)」通知を追加。</p>																								

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>(4) 急傾斜地崩壊対策事業における衝撃力と崩壊土砂による堆積の力を考慮した擁壁の設計について (H20.9.24)</u></p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 9 月 24 日付第 200800098744 号 各地方機関宛て治山砂防課長通知</p> <p style="text-align: center;"><u>急傾斜地崩壊対策事業における衝撃力と崩壊土砂による堆積の力を考慮した擁壁の設計について (通知)</u></p> <p><u>このことについて、別紙のとおり平成 20 年度に設計に着手する箇所 (補助・単県事業共) から適用してください。</u></p> <p><u>ただし、過年度に設計が完了しているものについて、適用する必要がある箇所については、別途当課と協議してください。</u></p> <p>注) 別紙は 8.6 待受式コンクリートの設計施工 8.6.3 に掲載。</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における衝撃力と崩壊土砂による堆積の力を考慮した擁壁の設計について (H20.9.24)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>(5) 急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)</u></p> <p style="text-align: right;">平成 23 年 3 月 24 日付第 201000198352 号 各地方機関宛て治山砂防課長通知</p> <p style="text-align: center;"><u>急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (通知)</u></p> <p><u>このことについて、別添のとおり断面表を作成したので、平成 23 年度から設計に着手する箇所 (補助・単県事業共) から適用してください。</u></p> <p><u>なお、適用に当たっては下記のことにご留意してください。</u></p> <p><u>また、別添写しのとおり社団法人鳥取県測量設計業協会にも送付しましたので御承知ください。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 予備設計、詳細設計において待受擁壁を計画する場合、設計条件 (斜面状況等) が同じであれば本断面表を適用することとし、一つでも条件が異なる場合は別途検討を行うこと。</u></p> <p><u>2. 予備設計、詳細設計を発注する場合は標準設計を用いることとし、特記仕様書に下記を参考に記載すること。なお、本断面表が適用できない場合は請負者と協議を行い、適切に変更契約を行うこと。</u></p> <p><u>【記載例】</u></p> <p><u>待受擁壁の検討を行う場合は、「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表」を適用すること。</u></p> <p><u>設計条件が異なる等により適用できない場合は別途協議を行うこと。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>注) 本通知の設計断面表は、「5-1 滑動に対する安定」において「道路土工・擁壁工指針 (H11.3)」に準拠して擁壁の底版幅 (B) が用いられている。本指針「8.2.3 安定性の照査 (2) 滑動に対する安定」では、現行の「道路土工・擁壁工指針 (平成 24 年度版)」に準拠して荷重の偏心を考慮した擁壁底版の有効載荷幅 (B') を使用することとなっているため、本通知の設計断面表の結果とは相違が生じる。よって、本通知は設計計算事例の参考にとどめ、安定計算は本指針「8.2.3 安定性の照査」に基づいて実施すること。</u></p> </div>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>	

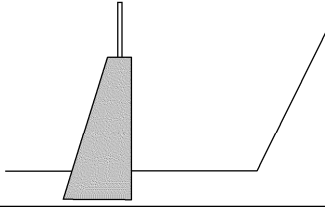
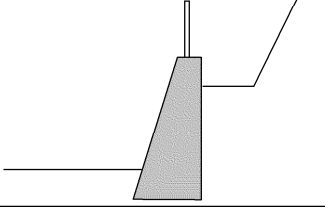
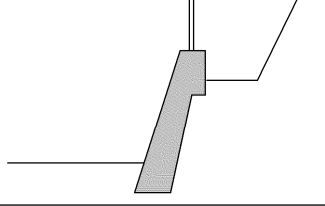
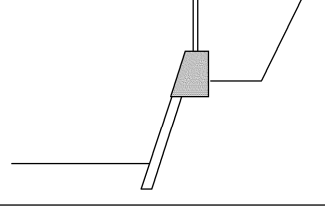
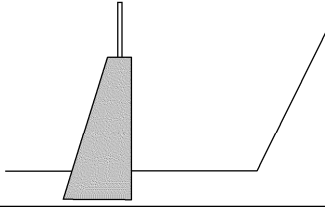
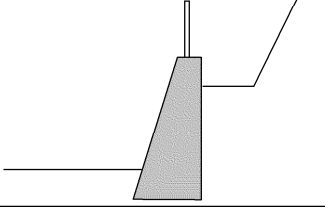
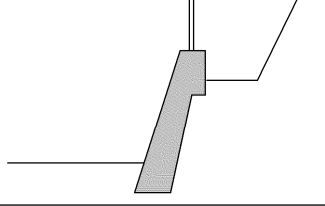
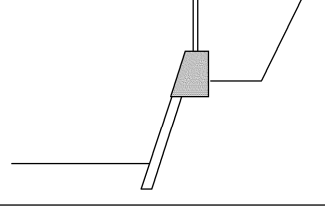
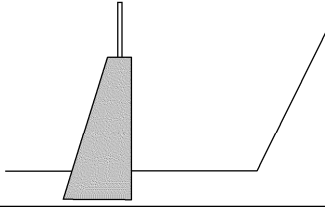
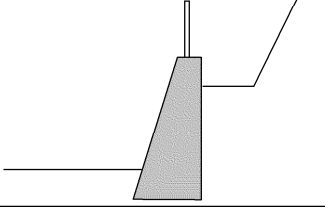
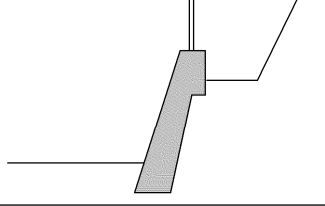
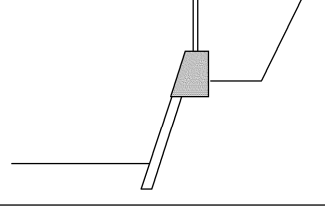
鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																								
	<p>1. はじめに</p> <p>1-1 目的</p> <p>本マニュアルは、急傾斜地崩壊対策事業における設計事務の簡素化を図るため、近年多用されている待受擁壁の構造を数表化したものである。</p> <p>構造の決定における計算条件や計算手法は、全国地すべりがけ崩れ対策協議会の「崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した待受け擁壁の設計計算例」に準じて決定した。</p> <p>1-2 適用範囲</p> <p>構造決定の基本因子である斜面形状は、急傾斜地と保全家屋との関係に応じて様々である。</p> <p>断面表は、使用上の便宜を考慮して斜面条件等を集約して記載しているが、これを標準化する意図ではないため、条件が異なる場合には、別途計算する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 適用範囲</p> <table border="1" data-bbox="1205 874 1818 1182"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計方針</th> <th>項目</th> <th>設計方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>崩壊土砂量</td> <td>全国のがけ崩れデータより</td> <td>擁壁高さ</td> <td>3m、4m、5mのいずれか</td> </tr> <tr> <td>斜面勾配(θ_u)</td> <td>30～60°</td> <td>表勾配</td> <td>1:0.4</td> </tr> <tr> <td>斜面高さ(H)</td> <td>10～60 m</td> <td>裏勾配</td> <td>垂直</td> </tr> <tr> <td>背後の法面勾配</td> <td>1:0.6</td> <td>背後の埋戻高さ</td> <td>0.6 m</td> </tr> <tr> <td>背後の法面高さ</td> <td>5、10m</td> <td>ポケット低部の幅</td> <td>1m</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計方針	項目	設計方針	崩壊土砂量	全国のがけ崩れデータより	擁壁高さ	3m、4m、5mのいずれか	斜面勾配(θ _u)	30～60°	表勾配	1:0.4	斜面高さ(H)	10～60 m	裏勾配	垂直	背後の法面勾配	1:0.6	背後の埋戻高さ	0.6 m	背後の法面高さ	5、10m	ポケット低部の幅	1m
項目	設計方針	項目	設計方針																						
崩壊土砂量	全国のがけ崩れデータより	擁壁高さ	3m、4m、5mのいずれか																						
斜面勾配(θ _u)	30～60°	表勾配	1:0.4																						
斜面高さ(H)	10～60 m	裏勾配	垂直																						
背後の法面勾配	1:0.6	背後の埋戻高さ	0.6 m																						
背後の法面高さ	5、10m	ポケット低部の幅	1m																						
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>																									

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>2. 設計手順</p> <p>待受擁壁の形状は、斜面条件や土質条件によって設計断面表より選定する。 下図の斜面勾配は、急傾斜面の上端と切土後の背後法面下端を結んだものであるため、選定された設計断面によって施設配置上の問題がないかを確認する必要がある。</p> <pre> graph TD Start([Start]) --> D1{設計条件が一致するか} D1 -- No --> D1_No[別途検討] D1 -- Yes --> S1[斜面形状] S1 --> S2[土質条件] S2 --> S3[擁壁形状を確認] S3 --> S4[地盤反力を確認] S4 --> S5[施設配置計画] S5 --> D2{設計結果が問題ないか} D2 -- No --> 条件変更 D1 D2 -- Yes --> End([END]) </pre> <p>図 2-1 設計フロー</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後				
	<p>3. 設計条件の整理</p> <p>3-1 構造形式</p> <p>対象とする擁壁の形式は、崩壊土砂を捕捉する目的で設置する待受け擁壁形式とする。</p> <table border="1" data-bbox="1184 464 1890 986"> <tr> <td data-bbox="1184 464 1536 724"> <p>①待受け式擁壁（重力式コンクリート）</p>  </td> <td data-bbox="1541 464 1890 724"> <p>②重力式コンクリート擁壁</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 727 1536 986"> <p>③もたれ式コンクリート擁壁</p>  </td> <td data-bbox="1541 727 1890 986"> <p>④コンクリート張工の上部重力部</p>  </td> </tr> </table> <p>図 3-1 対象とする待受け式対策施設</p> <p>擁壁の立地条件により、上図の②～④の構造形式を採用する場合は、別途検討が必要である。</p>	<p>①待受け式擁壁（重力式コンクリート）</p> 	<p>②重力式コンクリート擁壁</p> 	<p>③もたれ式コンクリート擁壁</p> 	<p>④コンクリート張工の上部重力部</p> 
<p>①待受け式擁壁（重力式コンクリート）</p> 	<p>②重力式コンクリート擁壁</p> 				
<p>③もたれ式コンクリート擁壁</p> 	<p>④コンクリート張工の上部重力部</p> 				
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について（H23.3.24）」通知を追加。</p>					

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																																				
	<p>3-2 斜面高と崩壊土砂量</p> <p>斜面高は、直近上位の計算値を示すものとして、$5 \leq H < 10$ を 10 m、$50 \leq H$ を 60 m とした。</p> <p>収録ケースは、下表に合わせて 10～30 m を 5m 間隔、30～60m を 10 m 間隔とした。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 斜面高さ毎の崩壊土砂量 (90%値)</p> <table border="1" data-bbox="1234 528 1715 730"> <thead> <tr> <th>斜面高H (m)</th> <th>崩壊土量V (m³)</th> <th>崩壊幅W (m)</th> <th>単位崩壊土量 (m³/m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>$5 \leq H < 10$</td><td>40</td><td>14</td><td>2.86</td></tr> <tr><td>$10 \leq H < 15$</td><td>80</td><td>17</td><td>4.71</td></tr> <tr><td>$15 \leq H < 20$</td><td>100</td><td>19</td><td>5.26</td></tr> <tr><td>$20 \leq H < 25$</td><td>150</td><td>21</td><td>7.14</td></tr> <tr><td>$25 \leq H < 30$</td><td>210</td><td>24</td><td>8.75</td></tr> <tr><td>$30 \leq H < 40$</td><td>240</td><td>25</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>$40 \leq H < 50$</td><td>370</td><td>29</td><td>12.76</td></tr> <tr><td>$50 \leq H$</td><td>500</td><td>32</td><td>15.63</td></tr> </tbody> </table> <p>※全国のがけ崩れ災害データ (4671件) から算出 ※崩壊幅は近似式 $W=3.94V^{0.336}$ から算出</p>	斜面高H (m)	崩壊土量V (m ³)	崩壊幅W (m)	単位崩壊土量 (m ³ /m)	$5 \leq H < 10$	40	14	2.86	$10 \leq H < 15$	80	17	4.71	$15 \leq H < 20$	100	19	5.26	$20 \leq H < 25$	150	21	7.14	$25 \leq H < 30$	210	24	8.75	$30 \leq H < 40$	240	25	9.6	$40 \leq H < 50$	370	29	12.76	$50 \leq H$	500	32	15.63
斜面高H (m)	崩壊土量V (m ³)	崩壊幅W (m)	単位崩壊土量 (m ³ /m)																																		
$5 \leq H < 10$	40	14	2.86																																		
$10 \leq H < 15$	80	17	4.71																																		
$15 \leq H < 20$	100	19	5.26																																		
$20 \leq H < 25$	150	21	7.14																																		
$25 \leq H < 30$	210	24	8.75																																		
$30 \leq H < 40$	240	25	9.6																																		
$40 \leq H < 50$	370	29	12.76																																		
$50 \leq H$	500	32	15.63																																		
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>																																					

現 行

改 定 後

3-3 作用荷重と組み合わせ

(1) 設計基準

(1) 荷重の組み合わせ

擁壁に作用する力は自重、裏込め土圧などの通常の荷重に加え崩壊土砂による衝撃力、崩壊土砂が堆積したときの堆積土圧を考慮する。(図 1-3)

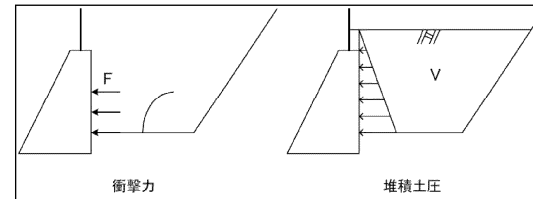


図 1-3 擁壁に作用する力

一般的な荷重の組み合わせは次のとおりである。ただし、設置される環境、構造形式、形状寸法などによっては、その他の荷重を下記の組み合わせに付加して設計しなければならない。

- ① 平常時；自重＋裏込め土圧
- ② 地震時；自重＋地震の影響
- ③ 衝撃力作用時；自重＋裏込め土圧＋崩壊土砂による衝撃力（国土交通省告示第 332 号（平成 13 年 3 月 28 日）に示される算出式による移動の力）
- ④ 崩壊土砂堆積時；自重＋裏込め土圧＋崩壊土砂による堆積土圧

崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した
待受け擁壁の設計計算事例 P-5

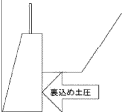
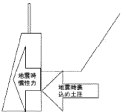

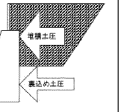
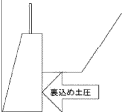
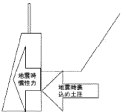

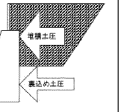
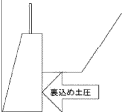
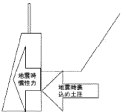

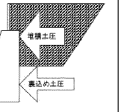
(2) 設計方針

擁壁高が 8 m 以下であるため、地震時は考慮しない。

	自重	裏込め土圧	崩壊土砂による衝撃力	崩壊土砂による堆積土圧
①平常時	○	○	—	—
②衝撃力作用時	○	○	○	—
③崩壊土砂堆積時	○	○	—	○

「急傾斜地崩壊対策事業における待受け擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																																															
	<p>3-4 安全率</p> <p>(1) 設計基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 安全率 各荷重の組み合わせでの安全率は表 1-1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 安全率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">荷重の組み合わせ</th> <th style="width:15%;">平常時</th> <th style="width:15%;">地震時^①</th> <th style="width:15%;">衝撃力作用時</th> <th style="width:15%;">崩壊土砂堆積時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状態図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外力</td> <td>①裏込め土圧</td> <td>①裏込め土圧 ②地震時慣性力</td> <td>①裏込め土圧 ②崩壊土砂の衝撃力</td> <td>①裏込め土圧 ②崩壊土砂の堆積土圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全率</td> <td>滑動</td> <td>$F_s \geq 1.5$</td> <td>$F_s \geq 1.2$</td> <td>$F_s > 1.0$</td> <td>$F_s \geq 1.2$</td> </tr> <tr> <td>転倒</td> <td>$e \leq B/6$</td> <td>$e \leq B/3$</td> <td>$e \leq B/3$</td> <td>$e \leq B/3$</td> </tr> <tr> <td>基礎地盤の支持力</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">注 1) 擁壁高が 8m を超えるものについて検討する。 ここに、e: 底板中心より合力の作用位置の偏心距離、B: 擁壁の底板幅、 q: 地盤反力度、qa: 許容地盤支持力度、qu: 極限地盤支持力度 崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した 待受け擁壁の設計計算事例 P-6</p> </div> <p>(2) 設計方針</p> <p>設計基準に従い、安全率を設定した。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>転倒</th> <th>滑動</th> <th>基礎地盤の支持力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①平常時</td> <td>$e \leq B/6$</td> <td>$F_s \geq 1.5$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$</td> </tr> <tr> <td>②衝撃力作用時</td> <td>$e \leq B/3$</td> <td>$F_s \geq 1.0$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$</td> </tr> <tr> <td>③崩壊土砂堆積時</td> <td>$e \leq B/3$</td> <td>$F_s \geq 1.2$</td> <td>$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$</td> </tr> </tbody> </table>	荷重の組み合わせ	平常時	地震時 ^①	衝撃力作用時	崩壊土砂堆積時	状態図					外力	①裏込め土圧	①裏込め土圧 ②地震時慣性力	①裏込め土圧 ②崩壊土砂の衝撃力	①裏込め土圧 ②崩壊土砂の堆積土圧	安全率	滑動	$F_s \geq 1.5$	$F_s \geq 1.2$	$F_s > 1.0$	$F_s \geq 1.2$	転倒	$ e \leq B/6$	$ e \leq B/3$	$ e \leq B/3$	$ e \leq B/3$	基礎地盤の支持力	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$		転倒	滑動	基礎地盤の支持力	①平常時	$ e \leq B/6$	$F_s \geq 1.5$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$	②衝撃力作用時	$ e \leq B/3$	$F_s \geq 1.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$	③崩壊土砂堆積時	$ e \leq B/3$	$F_s \geq 1.2$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$
荷重の組み合わせ	平常時	地震時 ^①	衝撃力作用時	崩壊土砂堆積時																																												
状態図																																																
外力	①裏込め土圧	①裏込め土圧 ②地震時慣性力	①裏込め土圧 ②崩壊土砂の衝撃力	①裏込め土圧 ②崩壊土砂の堆積土圧																																												
安全率	滑動	$F_s \geq 1.5$	$F_s \geq 1.2$	$F_s > 1.0$	$F_s \geq 1.2$																																											
	転倒	$ e \leq B/6$	$ e \leq B/3$	$ e \leq B/3$	$ e \leq B/3$																																											
	基礎地盤の支持力	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$																																											
	転倒	滑動	基礎地盤の支持力																																													
①平常時	$ e \leq B/6$	$F_s \geq 1.5$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 3.0$																																													
②衝撃力作用時	$ e \leq B/3$	$F_s \geq 1.0$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 1.0$																																													
③崩壊土砂堆積時	$ e \leq B/3$	$F_s \geq 1.2$	$q \leq qa = qu / F_s$ $F_s = 2.0$																																													
「急傾斜地崩壊対策事業における待受け擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。																																																

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

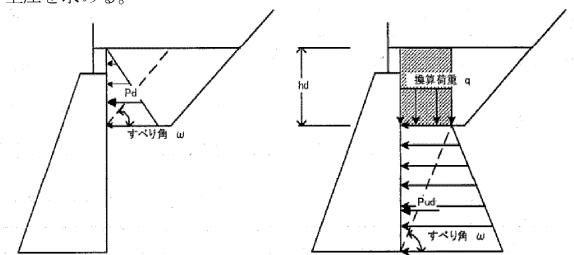
現 行	改 定 後
	<p>3-5 崩壊土砂による衝撃力</p> <p>(1) 設計基準</p> <p>(3) 崩壊土砂による衝撃力</p> <p>崩壊土砂による衝撃力は、崩壊土砂の先頭部が擁壁に衝撃力として作用するものとし、擁壁背面の空き高さは崩壊土砂の移動の高さ以上を確保する。</p> <p>(注：但し、擁壁背面の空き高さを確保しようとして、斜面下部に切土を行うと斜面が不安定化するために注意が必要である。)</p> <p>崩壊土砂による衝撃力は裏込め土の地表面から作用するものとする。(図 1-4)</p> <p>また、移動の高さは近隣の崩壊実績、地質調査などの結果より最大崩壊深の推定が可能な場合は最大崩壊深の 1/2 として設定できる。</p> <p>衝撃力作用時の検討にはその作用時間が短時間であると想定されることから、崩壊土砂の自重による土圧は無視してよい。</p> <p>擁壁に作用する衝撃力は以下のとおりとする。</p> $F = \alpha \cdot F_{sm}$ <p>ここに、F ; 待受け擁壁に作用する衝撃力 (kN/m²)</p> <p>F_{sm} ; 移動の力</p> <p>(国土交通省告示第 332 号 (平成 13 年 3 月 28 日) に示される算出式による移動の力) (kN/m²)</p> <p>α ; 待受け擁壁における衝撃力緩和係数 ($\alpha = 0.5$)</p> <p>崩壊土砂による衝撃力が擁壁に作用した場合、擁壁の変位 (回転変位、水平変位) や崩壊土砂の作用深さが擁壁の延長に対して一様でないなどのことにより単位長さ当たり作用する衝撃力が緩和されると考えられる。衝撃力緩和係数はこの様な点を考慮し、被災実態にもとづき検討した値である。(巻末資料6を参照)</p> <div data-bbox="1400 1045 1691 1220" style="text-align: center;"> </div> <p>図 1-4 衝撃力作用位置</p> <p>崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した 待受け擁壁の設計計算事例 P-7</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受け擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>(3) 土石等の移動による力の算出</p> <p>急傾斜地の崩壊の移動による力 (F_{sm}) は、次の式に従い計算する。</p> $F_{sm} = \rho_m g h_{sm} \left[\frac{b_u}{a} (1 - \exp(-2aH/h_{sm} \sin \theta_u)) \cos^2(\theta_u - \theta_a) \right. \\ \left. \exp(-2ax/h_{sm}) + \frac{b_d}{a} (1 - \exp(-2ax/h_{sm})) \right]$ <p>上式における変数は以下に示すとおりである。</p> $a = \frac{2}{(\sigma - 1)c + 1} f_b$ $b_u = \cos \theta_u \left\{ \tan \theta_u - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$ $b_d = \cos \theta_d \left\{ \tan \theta_d - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$ <p>F_{sm}: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ(単位 kN/m^2) b_u, b_d: b の定義式に含まれる θ にそれぞれ θ_u, θ_d を代入した値 x: 急傾斜地の下端からの水平距離(単位 m) H: 急傾斜地の高さ(単位 m) h_{sm}: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動の高さ(単位 m) このとき、$h = H_1 = 1.0\text{m}$ θ: 傾斜度(単位 $^\circ$) θ_u: 急傾斜地の傾斜度(単位 $^\circ$) θ_d: 当該急傾斜地の下端からの平坦部の傾斜度(単位 $^\circ$) 注)、$\theta_d = 0$ とする。 ρ_m: 土石等の密度(単位 t/m^3) g: 重力加速度(単位 m/sec) σ: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の比重 c: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の容積濃度 f_b: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の流体抵抗係数 ϕ: 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動中の内部摩擦角(単位 $^\circ$)</p> <p style="text-align: right;">基礎調査マニュアル (案) 急傾斜地の崩壊編 P-88</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>	

鳥取県急傾斜地崩壊防止工事技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後																																		
	<p>3-6 崩壊土砂の土質条件</p> <p>(1) 設計基準</p> <p>1.3.2 土質定数の設定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>土質定数は以下に示された値を採用する。</p> </div> <p>【解 説】</p> <p>土質定数は、本マニュアル（案）に下表に示した土質定数を採用する。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1(1) 本県で区域設定に用いる土質定数(移動による力)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">採用値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石等の比重</td> <td style="text-align: center;">σ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2.6</td> </tr> <tr> <td>土石等の容積濃度</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> <tr> <td>土石等の密度</td> <td style="text-align: center;">ρ_m</td> <td style="text-align: center;">t/m³</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> </tr> <tr> <td>土石等の流体抵抗係数</td> <td style="text-align: center;">f_b</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.025</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ 「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き(急傾斜地の崩壊編)」平成 13 年 6 月、砂防フロンティア整備推進機構 p21 表Ⅲ-6.1</small></p> <p style="text-align: center;">表 1.1(2) 本県で区域設定に用いる土質定数（移動による力～土石等の移動時の内部摩擦角）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">採用値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石等の移動時の内部摩擦角</td> <td style="text-align: center;">ϕ</td> <td style="text-align: center;">°</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1.2 本県で区域設定に用いる土質定数(堆積による力)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">土質等の堆積時の内部摩擦角(ϕ)</th> <th style="text-align: center;">土石等の単位体積重量(γ)</th> <th style="text-align: center;">建築物の壁面摩擦角(δ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設定に用いる値</td> <td style="text-align: center;">30° 18kN/m³</td> <td style="text-align: center;">$\phi \times 2/3$</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ 「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き(急傾斜地の崩壊編)」平成 13 年 6 月、砂防フロンティア整備推進機構 p21 表Ⅲ-6.1</small></p> <p><small>※ 同 参考資料 p2 参表 2-1.2-2</small></p> <p style="text-align: right;">基礎調査マニュアル（案）急傾斜地の崩壊編 P.23 より</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>設計基準に従って下記のとおりを設定した。</p> <p style="margin-left: 40px;"> 比重 $\sigma = 2.6\text{t/m}^3$ 容積濃度 $C = 0.5$ 密度 $\rho_m = 1.8\text{ t/m}^3$ 流体抵抗係数 $f_b = 0.025$ 内部摩擦角 $\phi = 25^\circ$（衝撃時） $\phi = 30^\circ$（堆積時） 単位体積重量 $\gamma = 18\text{kN/m}^3$ </p>	項 目	記 号	単 位	採用値	土石等の比重	σ	—	2.6	土石等の容積濃度	c	—	0.5	土石等の密度	ρ_m	t/m ³	1.8	土石等の流体抵抗係数	f_b	—	0.025	項 目	記 号	単 位	採用値	土石等の移動時の内部摩擦角	ϕ	°	25	土質等の堆積時の内部摩擦角(ϕ)	土石等の単位体積重量(γ)	建築物の壁面摩擦角(δ)	設定に用いる値	30° 18kN/m ³	$\phi \times 2/3$
項 目	記 号	単 位	採用値																																
土石等の比重	σ	—	2.6																																
土石等の容積濃度	c	—	0.5																																
土石等の密度	ρ_m	t/m ³	1.8																																
土石等の流体抵抗係数	f_b	—	0.025																																
項 目	記 号	単 位	採用値																																
土石等の移動時の内部摩擦角	ϕ	°	25																																
土質等の堆積時の内部摩擦角(ϕ)	土石等の単位体積重量(γ)	建築物の壁面摩擦角(δ)																																	
設定に用いる値	30° 18kN/m ³	$\phi \times 2/3$																																	
	<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受擁壁断面表について（H23.3.24）」通知を追加。</p>																																		

現 行	改 定 後
	<p>3-7 堆積土圧</p> <p>(1) 設計基準</p> <p>土圧の算定方法は、「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例」を参考に求める。 ここで、崩壊土砂による堆積土圧の考え方は、裏込め土の土質と異なる場合は裏込め土の土圧と区分し、次のように求めてもよい。 崩壊土砂による土圧は堆積高 (hd) が擁壁背面の空き高さ、落石防護柵部に作用するとし、崩壊土砂による裏込め土圧増分は崩壊土砂の土重を上乗荷重に換算し裏込め土の土圧を求める。</p>  <p style="text-align: center;"> $q = hd \times \gamma d \text{ (kN/m}^2\text{)}$ γd; 崩壊土砂の単位体積重量 (kN/m³) hd; 崩壊土砂の堆積高 (m) </p> <p>a) 崩壊土砂による土圧 b) 裏込め土の土圧</p> <p style="text-align: center;"> 図 1-5 堆積土圧の考え方 崩壊土砂による衝撃力と崩壊土砂量を考慮した 待受け擁壁の設計計算事例 P-8 </p> <p>(2) 設計方針</p> <p>土圧に対する考え方は、設計基準に準ずるものとした。</p> <p>裏込め土の土圧は、設計計算例に準じてすべり角を床堀勾配 (1 : 0.5) とした切土部土圧として計算した。</p>
<p>「急傾斜地崩壊対策事業における待受け擁壁断面表について (H23.3.24)」通知を追加。</p>	